○農林水産省告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市東畑字ノヲタ六三五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ノヲタ六三五の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市桑野字仙道三四二二、三四二五、三四二六、三四二九（次の図に示す部分に限る。）、字崩ヶ根三五二七、三五二九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仙道三四二二・三四二五・三四二六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三四二九、字崩ヶ根三五二七、三五二九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県矢板市長井字鳶ノ巣二二二〇、二二二一、二二二六の一、二二二六の二、二二二七から二二三〇まで、二二三五から二二三七まで、字湯沢二二二二の一、二二二三の一、二二二三の七、二二二四の一、二二二四の三、二二二五の一、二二四〇の一、二二四一、字寺山二二三三の一、二二三四、字後沢二二三九の一、二二三九の五、二二三九の六、二二四二、二二四三、字武者嶽二二四四から二二四九まで、二二五〇の一、二二五〇の二、二二五一、二二五二、字根古町二二六五の四から二二六五の一一まで、二二六五の一五、二二六七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町北川内字立石四〇三〇、四〇三二、四〇三四の二、四〇六〇、四〇六六、四〇六九、四〇七一、四〇七四から四〇七六まで、四〇九〇、四〇九六、四一一六、四一四四、四一四六、四一五四、四一五五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百四十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	福岡県京都郡みやこ町皆見字小迫一〇五二番一から同県京都郡みやこ町下原字ハカノ一八〇番一まで	平成二十六年六月三日六時

○国土交通省告示第六百四十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十六年二月六日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十六年六月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－338	ホンダ　JB　オートバイ　K－MC43		ホンダ　M　C41E	0.249	Thai Honda Manufacturing Co., Ltd. 410 Ladkrabang Industrial Estate, Chalongkrung Rd., Lamplatue, Ladkrabang, Bangkok

○国土交通省告示第六百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十六年二月二十七日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十六年六月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－339	ホンダ　JB　オートバイ　K－KF18		ホンダ　K　F18E	0.152	Honda Vietnam Co., Ltd. Phuc Thang ward, Phuc Yen town, Vinh Phuc province, Vietnam

○経済産業省告示第百二十七号

鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第十九条第一項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の実施した黒沢ＡＫ－１号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を次のように認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月二日

経済産業大臣　茂木　敏充

北緯三十九度十九分十六・六四七秒、東経百四十度四分五十一・五五〇秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円内の区域の直下の深度千五百五・八五メートルから千五百四十三・四九メートルまでの間に存するガス層に属するもの